

教第77号議案

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について
神戸市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月23日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 長谷川 達也

理由

令和4年度より高等学校に主幹教諭を新設することに伴い、規則等を改正する必要があるため。

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(以 下 略)

**高等学校における主幹教諭新設に伴う
教育委員会規則・訓令の一部改正について**

1. 改正の背景

教育職給料表（2）（高等学校）の見直しに伴い、所要の改正を行うもの

（1）見直しの概要

人事・給与制度改革の趣旨を踏まえ、若年層の処遇改善と高齢層の処遇見直しを行う。また、学校の組織力の強化のため、校長及び教頭の業務を補佐し、学校運営の中心的役割を担う主幹教諭を新設する。

（2）見直しの内容

- ①若年層の改善と高齢層の抑制（給与カーブのフラット化）
- ②新設する主幹教諭に新3級を適用し、現在の3級は新4級、4級は新5級とする

（3）実施時期

令和4年4月1日

2. 改正対象となる規則・訓令及び改正内容

（1）神戸市立高等学校の管理運営に関する規則

第17条の2に主幹教諭の職と職務の内容について明記

（2）神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則

学校教育法施行規則に準じて、主幹教諭の新設に伴い文言を追加・整理

（3）神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程

校長が旧4級から新5級になることに伴う改正

（4）施行期日

令和4年4月1日

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則及び神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則及び神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則の一部を改正する規則

(市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(主幹教諭)</u> <u>第17条の2 学校に主幹教諭を置く。</u> <u>2 主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長及び教頭を助け、校長及び教頭の命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育又は養護の指導及び管理をつかさどる。</u> <u>3 主幹教諭が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。</u></p>	

(市立高等学校の主任等の設置に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則（昭和53年12月教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(庶務部長等)</p> <p>第2条 <u>学校に、庶務部長、教務部長、生徒指導部長、学年主任及び進路指導部長</u>を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 <u>生徒指導部長</u>は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>進路指導部長は、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。</u></p> <p>7 <u>第1項に定める主任等のうち、教務部長、生徒指導部長、学年主任及び進路指導部長（以下、「教務部長等」という。）の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、教務部長等を置かないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(学科長等)</p>	<p style="text-align: center;">(庶務部長等)</p> <p>第2条 <u>学校には、庶務部長、教務部長、指導部長及び学年主任</u>を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 <u>指導部長</u>は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。</p> <p>5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(学科長等)</p>

<p>第3条 学校には、前条の規定に定める主任等のほか、学科長、教科主任、保健主事等必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。</p> <p>2 <u>前項に定める主任等のうち、学科長及び保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、学科長及び保健主事を置かないことができる。</u></p> <p>(主任等の決定)</p> <p>第4条 前2条に定める主任等のうち、<u>教務部長等及び学科長は教諭をもって充てるものとし、保健主事は、教諭又は養護教諭をもって充てるものとする。</u></p> <p>2 <u>前2条に定める主任等のうち、教務部長等及び保健主事を除くものは、教諭又は主幹教諭をもって充てるものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>前2条に定める主任等は、校長が担当させ、教育委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>第3条 学校には、前条の規定に定める主任等のほか、学科長、<u>進路指導主任</u>、教科主任、保健主事等必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。</p> <p>(主任等の決定)</p> <p>第4条 前2条の規定に定める主任等は、<u>校長が当該学校の教諭のうちから担当させ、教育長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会訓令甲第 号

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程（昭和35年8月教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
(校長、園長及び委員の旅費)					(校長、園長及び委員の旅費)				
第3条 旅費条例第2条第2項の規定に基づき、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号に規定する教育職給料表(2)、教育職給料表(3)、教育職給料表(4)及び教育職給料表(5)の適用を受ける者の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は次のとおりとする。					第3条 旅費条例第2条第2項の規定に基づき、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号に規定する教育職給料表(2)、教育職給料表(3)、教育職給料表(4)及び教育職給料表(5)の適用を受ける者の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は次のとおりとする。				
行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	教育職 給料表 (4)	教育職 給料表 (5)	行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	教育職 給料表 (4)	教育職 給料表 (5)
7級			5級		7級			5級	
6級以下	5級以下	3級以下	4級以下	5級以下	6級以下	4級以下	3級以下	4級以下	5級以下

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。